

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月29日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター  
院長 黒田 豊

## 1 競争に付する事項

### (1) 調達件名

物品管理業務委託（SPD）

### (2) 調達案件の仕様等

別紙仕様書のとおり行うこと。

### (3) 契約期間

自 平成29年4月1日 至 平成32年3月31日

※ただし、平成31年3月31日迄に新病院へ移転する為、  
契約期間の変更が生じる場合は、別途協議とする。

### (4) 履行場所

埼玉県さいたま市北区盆栽町453番地

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

経理責任者が指定する場所

### (5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争に参加する者に必要な資格及び条件

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格の「物品販売」及び「役務の提供」において、「A、B」または「C」の等級に格付けされ、関東信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤および⑥については2保険年度)の保険料について滞納が無いこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)  
③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

(5) 必要書類提出日までの間において、病床数200床程度又はそれ以上の病院実績があり、更に複数年継続運用している実績があること。

(6) 平成23年4月1日から入札日までの間において、業者指名停止基準による指名停止(保留含む)を受けていないこと。

### 3 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

(1) 交付場所：独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター 総務企画課経理係

(2) 交付期間：平成28年9月30日(金)～平成28年10月17日(月)  
9時00分～17時00分迄

### 4 入札書及びその他必要書類の提出場所及び期限

(1) 提出場所：独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター総務企画課経理係

(2) 提出期限：①入札書 平成28年10月21日(金) 13時迄  
(郵送の場合には受領期限までに必着のこと。)

②その他必要書類 平成28年10月19日(水) 17時迄

### 5 開札日時及び場所

(1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター 管理棟3階会議室

(2) 開札日時：平成28年10月24日(月) 10時00分

### 6 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して、入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。